

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第6号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則
危険物の規制に関する細則（昭和35年香川県規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証票)</p> <p>第5条 消防法第16条の3の2第3項及び同法第16条の5第3項において準用する同法第4条第2項の証票は、第4号様式によるものとする。</p>	<p>(証票)</p> <p>第5条 消防法第16条の5第3項において準用する同法第4条第2項の証票は、第4号様式によるものとする。</p>

第4号様式（第5条関係）

(表)

←----- 8.5センチメートル ----->

第 号		年 月 日交付	
写 真	職 氏 名	生年月日	年 月 日生
押出し スタンプ	消防法第16条の3 の2又は第16条の5の規定による 立 入 検 査 証		
香川県知事			印

6センチメートル

(裏)

消 防 法 抜 粹

第16条の3の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

3 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項若しくは第34条第1項（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第4号様式（第5条関係）

(表)

←----- 8.5センチメートル ----->

第 号		年 月 日交付	
	職 氏 名	生年月日	
	消防法第16条の5 第1項の規定による 立 入 検 査 証		
香川県知事			印

6センチメートル

(裏)

消 防 法 抜 粹

第16条の5 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

2 略

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条、第16条の5第1項若しくは第34条（第35条の3第2項、第35条の3の2第2項又は第35条の3の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第4号様式による証票は、改正後の第4号様式による証票とみなす。